

平成18年度第1回バルク関係基準分科会
平成18年度第1回LPガス設備設置基準等分科会議事録
(合同開催)

I. 日 時：平成18年5月9日(火) 14:00～17:00

II. 場 所：発明会館 会議室 (7階)

III. 出席者(敬称略、順不同)

(バルク関係基準分科会)

主 査：澤

副主査：飯田

委 員：萩原、中村、川西

(LPガス設備設置基準等分科会)

主 査：渡辺

副主査：萩原

委 員：榎本、戸塚、吉田

KHK：丸山、北出、及川、柴田、永井、高橋

IV. 配付資料

資料1-1 バルク関係基準分科会委員名簿

資料1-2 LPガス設備設置基準等分科会委員名簿

資料2 技術基準作成基本方針

資料3-1 規格委員会規程について

資料3-2 高压ガス保安協会規格委員会規程

資料4 技術基準策定手順書

資料5 バルク供給システム技術基準に関するKHK Sの検討内容について(案)

資料6 LPガス設備設置基準等分科会の検討事項について(案)

参考資料 バルク供給システム技術基準の性能規定化(まとめ)(第3回バルク供給システム技術基準性能規定化委員会資料)

V. 議事概要

1. 事務局挨拶

開催に先立ち、事務局より挨拶があった。

2. 定足数の報告

事務局から、本日のバルク関係基準分科会の出席委員は5名、LPガス設備設置基準等分科会の出席委員が5名(内1名は遅れて到着予定)であることを報告し、規格委員

会規程第 16 条第 12 項（技術基準策定手順書第 12 条 5 号）で定める分科会の定足数を満たしていることを確認した。また、決議事項となる議題については審議前に、再度定足数を確認する旨を報告した。

3. 委員紹介

事務局から、資料 1-1 及び資料 1-2 に基づきバルク関係基準分科会委員及び LP ガス設備設置基準分科会委員の紹介を行った。

4. 主査挨拶

液化石油ガス規格委員会坪井委員長より、バルク関係基準分科会の主査として澤委員、LP ガス設備設置基準等分科会の主査として渡辺委員が指名されている旨を事務局より説明の後、両分科会主査から挨拶があった。

5. 副主査指名

規格委員会規程第 16 条第 6 項に基づき、バルク関係基準分科会の澤主査から、飯田委員が副主査として指名された。引き続き、LP ガス設備設置基準等分科会の渡辺主査から、萩原委員が副主査として指名された。

6. 議題（1）規格策定プロセスについて（報告事項）

事務局から、資料 2、資料 3-1、資料 3-2 に基づき、昨年の KHK の技術委員会改組によって導入した規格策定プロセスについて説明を行った。引き続き、資料 4 に基づき、技術基準策定手順書について説明を行った後、以下の意見交換等があった。

- ・本日の提出資料で、秘密保持が必要となる資料について示してほしい。
- 本日の会議資料は、公開することとしているので、秘密保持を要するものはない。
- ・解釈専門分科会では、何を実施するのか。
- 制定された規格等に関する質疑応答・運用解釈を作成する。

7. 定足数確認

本日のバルク関係基準分科会の出席委員は 5 名、LP ガス設備設置基準等分科会の出席委員は 5 名であることを報告し、規格委員会規程第 16 条第 12 項（技術基準策定手順書第 12 条 5 号）で定める分科会の定足数、委員の過半数を満足していることを確認した。

8. 議題（2）バルク関係基準分科会の検討事項について

事務局から資料 5 及び参考資料に基づき、「バルク供給システム技術基準に関する KHK S の検討内容について(案)」、「バルク供給システム技術基準の性能規定化(まとめ)」について説明した後、以下の意見交換等があった。

- ・「LP ガス設備設置基準及び取扱要領」(KHKS0738)のバルク供給に関する内容につ

いては、バルク関係基準分科会で審議した後、LPガス設備設置基準等分科会で審議を行い、液化石油ガス規格委員会に上申する。一方、「液化石油ガス法施行規則関係技術基準」(KHKS0739)においては、バルク関係基準分科会で審議した後、液化石油ガス規格委員会に上申するとなっており、前者と手順が異なっている。

「LPガス設備設置基準及び取扱要領」(KHKS0738)と「液化石油ガス法施行規則関係技術基準」(KHKS0739)と重複する内容がある場合、審議手順に差異があると進捗に問題があるのではないか。

→「LPガス設備設置基準及び取扱要領」(KHKS0738)と「液化石油ガス法施行規則関係技術基準」(KHKS0739)の内容が重複する箇所はない。「液化石油ガス法施行規則関係技術基準」(KHKS0739)を「LPガス設備設置基準及び取扱要領」(KHKS0738)で引用する場合には、LPガス設備設置基準等分科会で当該内容を検討することになる。

・参考資料において、薄肉のバルク貯槽を導入した場合、保安距離を長くする必要があると記載されている。この保安距離を長くする根拠は何か。

→保安距離は、漏えいの影響と周辺火災の影響等を考慮し、決められている。現行の保安距離は、安全率4.0で設計されたバルク貯槽を基に、漏えいの影響を重視して求められている。今後、例えば安全率1.8のバルク貯槽が市場に出てきた場合には、バルク貯槽の肉厚が薄くなるため、火災による加熱に対する影響を重視する必要性が生じ、現行の保安距離では、安全を担保できない可能性がある。

・参考資料において、改正しない基準として「充てん設備の本拠に対する基準」が記載されているが、当該内容は決定事項なのか。

→技術上の基準としては、貯蔵施設の基準と整合しているので改正する予定はない。ただし、許可要件については、別途、経済省で検討されると思われる。

・検討の方向性は、どのようになるのか。

→具体的な内容は不明であるが、変更許可と軽微変更の取扱いについては、高压ガス保安法との整合性を検討すると聞いている。

以上の意見交換等があった後、バルク関係基準分科会の検討事項について採決したところ、バルク関係基準分科会出席委員(5名)の過半数(3名)以上の賛成(満場一致)により可決された。また、本議案にあっては、LPガス設備設置基準分科会が所掌する「LPガス設備設置基準及び取扱要領」(KHKS0738)に関する内容も含まれていることから、同分科会委員を対象に採決したところ、同分科会出席委員(5名)の過半数(3名)以上の賛成(満場一致)により可決とされた。

9. 特任委員について

澤主査から、バルク関係基準分科会に諮る議案のうち、LPガス設備設置基準等分科会での審議が必要なものについては、両分科会での審議を円滑にするため、LPガス設備設置基準等分科会委員の中からバルク関係基準分科会の特任委員を指名し、審議参加することについて提案があり、渡辺主査に確認を行った後、了承された。

10. 議題(3) LPガス設備設置基準等分科会の検討事項について

事務局から資料6に基づき、「LPガス設備設置基準等分科会の検討事項について(案)」について説明した後、以下の意見交換等があった。

- ・期限管理シール(バーコードシステム)が導入されて、数年経過後、メーカーが当該シールを添付しなくなった。販売事業者としては、継続して使用可能な期限管理シールを使用してほしい。
- ・「③充てん容器等を40度以下に保つ措置について」は、塗色を検討するのか、それとも設置を検討するのか。
→塗色と容器温度の関係を調査した結果に基づき、設置方法を検討する予定である。
- ・塗色をベージュとした場合、ベージュの薄い色は、アンモニアの塗色(白)と混同する可能性があり、注意が必要である。
- ・塗色を変えることにより、容器への入熱が低下する可能性がある。この場合、発生能力も変わってくる可能性がある。
- ・「LPガス設備設置基準及び取扱要領」(KHKS0738)が改正される時期は、何時を予定しているのか。また、毎年改正を実施するのか。
→本年11月下旬までに、可決した内容については、来年度の改正を予定している。また、11月下旬までに可決されなかった事項については、継続して審議を行う。
なお、改正は、LPガス事故及び改正要望等に応じ、適時実施していく予定である。

以上の意見交換等があった後、LPガス設備設置基準等分科会の検討事項について採決したところ、LPガス設備設置基準等分科会出席委員(5名)の過半数(3名)以上の賛成(満場一致)により可決とされた。

11. その他

バルク関係基準分科会では、バルク貯槽本体の検討が含まれていることから、当該分科会委員にバルク貯槽製造メーカーからの委員を追加する必要があるのではないかと。
→分科会委員の追加を検討する。

12. 今後の予定について

第2回バルク関係基準分科会は、平成18年6月27日(火)14:00～

第3回バルク関係基準分科会は、平成18年8月8日(火)14:00～

に開催することとなった。

第2回LPガス設備設置基準等分科会の日程等については、後日、連絡することとした。

以上